

納期限を過ぎると、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%の割合を加算した割合か、年14.6%の割合のいずれか少ない割合（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間につきましては、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合か、年7.3%の割合のいずれか少ない割合）を乗じて計算した額の延滞金を加算して納付していただきます。

ただし、平成25年12月31日以前の期間につきましては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6%の割合〔納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間につきましては、年7.3%の割合（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間につきましては、前年の11月末日の日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合か、年7.3%の割合のいずれか少ない割合）〕の割合を乗じて計算した額の延滞金を

- 領収証書は大切に保管してください。
- 納税証明書が必要な場合は、領収証書をご持参ください。
- 納付相談は債権管理課へご連絡ください。
- 納期限までに下記の場所にて納付してください。
- eTAXの地方税共通納税システムでも納付いただけます。

納 付 場 所

池田泉州銀行 りそな銀行 近畿労働金庫
関西みらい銀行 尼崎信用金庫 大阪協栄信用組合
京都銀行 大阪信用金庫 近畿産業信用組合
滋賀銀行 大阪シティ信用金庫 のぞみ信用組合
三井住友銀行 北おおさか信用金庫 大阪北部農業協同組合
みなと銀行 京都信用金庫（2024年4月1日現在）

※一部、窓口収納業務の取扱いがない場合があります。

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県に所在するゆうちょ銀行・郵便局

豊中市役所（指定金融機関派出所）
庄内出張所
新千里出張所

- ◆課税内容について 市民税課 電話06（6858）2154
- ◆納期限が過ぎた場合について 債権管理課 電話06（6858）2161